

第10回 通信政策特別委員会事業者ヒアリング資料

2023年12月13日

目次



- 基本的考え方
- ユニバーサルサービス義務の確保のあり方
- 研究開発推進責務・普及責務について
- 公正競争条件は電気通信事業法で規定
- NTT東西による公正競争の確保
- NTT法の役割は概ね完遂
- NTT法が弊害となっている事例
- 主要諸外国の規制状況

基本的考え方



- NTT法のあり方を議論するにあたっては、**将来にわたる国民の利便性向上と、我が国の国際競争**カ・産業力強化を目的として議論していくことが重要。
- 当社としては、NTT法の責務を見直し、以下を実現していくことが必要と考える。
 - 国民の利便性向上のためには、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立することが重要。そのうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線(モバイル)やNTN(HAPS・衛星)等の手段を用いて、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる仕組みを実現。
 - 研究開発推進責務・普及責務の撤廃により、IOWN等の研究開発成果を活用した国際競争力・産業力強化を実現。
- 2002年の総務省情報通信審議会の答申※においても、上記と同様の趣旨で「ユニバーサルサービス責務は事業法において退出規制を設ける」、「研究開発推進責務・普及責務を撤廃することが望ましい」等の提言が行われたものと認識。

ユニバーサルサービス義務の確保のあり方



- 国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、今後のユニバーサルサービスは、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線(モバイル)やNTN(HAPS・衛星)等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる環境を実現すべき。
- このため、**電気通信事業法において、ユニバーサルサービス制度を統合**したうえで、**ラストリゾート**責 **務については、各地域で最も適した事業者を指定し退出規制を設ける**べき。
- ただし、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、<u>提供主体が存在しない地域においては、下記条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担ってい</u>く考え。
 - (必要な条件) ✓ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現
 - ✓ 無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等

研究開発推進責務・普及責務について(1/3)



【基本的考え方】

- <u>NTT法で定められている研究開発の推進責務・普及責務(研究成果の開示義務)</u>は、国際 展開の更なる推進に向け、IOWN等の研究開発をパートナーと連携して展開していくうえで、<u>経済</u> 安全保障および国際競争力強化の支障となることから撤廃すべき。
- 研究開発の推進責務・普及責務については、法律によって一事業者に課すべきものではなく、 2002年の総務省情報通信審議会の答申※にもある通り、我が国は国際的にみても極めて特異な例であり、当該責務の撤廃が必要。
- 国全体の研究開発能力の確保・強化に向けては、**国の研究機関や研究開発法人等に対する政 府の支援・強化が必要**であり、NTTとしても、今後とも、国等の研究開発に対して、共同研究や受託研究等を通じて積極的に協力・貢献していく考え。

研究開発推進責務・普及責務について(2/3)



【今後の研究開発の推進について】

- 当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性等を向上するとともに、当社の事業成長も達成し、さらなる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長サイクルをめざして研究開発を実施してきており、これまでもIOWNやNTT版LLM「tsuzumi」等の研究開発に取り組んできたところ。
- 今後も、さらなる成長に向け、IOWNやtsuzumi等の研究開発の深化・高度化を進めていくとともに、新たなイノベーション等を創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであり、 推進責務の有無に関わらず、研究開発を継続的に推進していく考え。
- 近年は、マーケットの変化や技術の進展に応じ、NTTとして、IOWNやNTT版LLM等の最先端の研究を強化してきており、研究開発費は2018年度の約2,100億円から2022年度では約2,500億円と**5年間で約20%増加**。

5

研究開発推進責務・普及責務について(3/3)



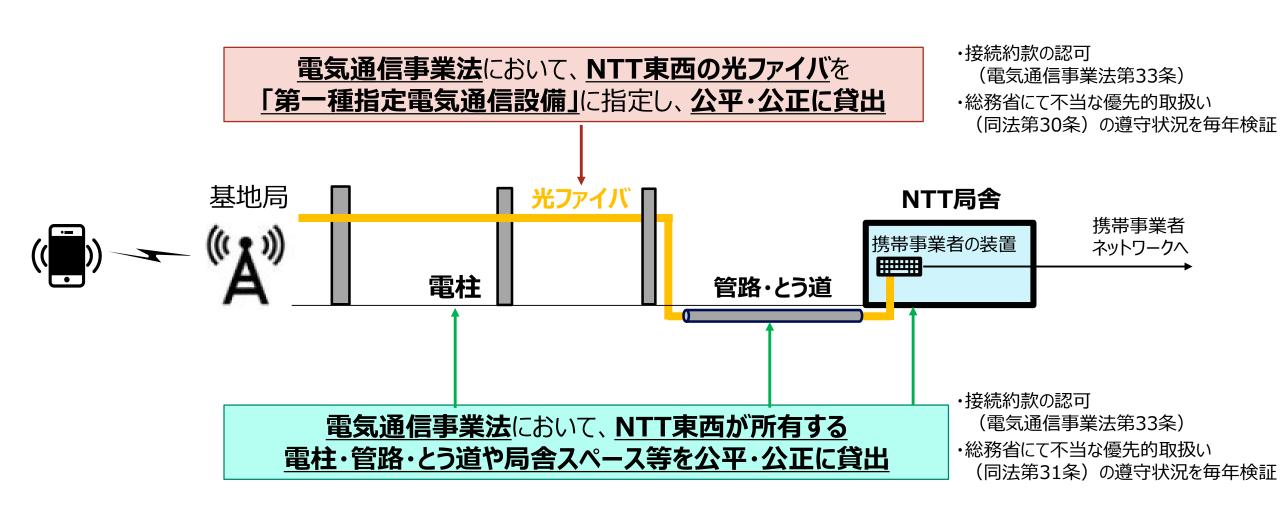
【研究開発の普及責務を運用見直しで対処することについて】

- これまで当社は、NTT法上の普及責務並びに郵政大臣が定めた再編成基本方針等に基づき公平 な条件で研究成果を開示してきたところ、旧来の法令を残したまま運用解釈を大きく転換して対処 することは、以下の課題があり、根本的な解決とはならないため、法令の責務の撤廃を行うことが 必要。
 - 総務省の判断で、いつでも解釈を変更可能であり、当社や関係者にとって**予見可能性に乏しい**。
 - 国会審議を経た法律やその委任を受けた政省令ではない運用解釈には、法的拘束力がない。
 - 具体的には、以下のような課題やリスクが残ると考える。
 - ベンダーから見て、技術提供後に総務省の裁量で運用解釈が変更され技術を独占的に使えなくなるリスクが否定できず、共同研究やパートナーシップの締結の障害になる。 (法令の推進責務・普及責務がある限り、法的にはリスクは解消されない)
 - ▶ 開示義務について裁判で争われた場合は運用解釈と異なる司法判断が下され、当社に公平 な開示を求められるリスクがある。
- なお、推進責務・普及責務の撤廃の法改正を行うことを確定したうえで、改正法の施行までの間、 先行的に運用解釈を変更することは、パートナーとの協議の促進が期待できる。

公正競争条件は電気通信事業法で規定



公正競争条件は、NTT法ではなく、電気通信事業法で規定されている



NTT東西による公正競争の確保



- 引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平に ネットワークの提供等を行っていく。
- NTT東西は、NTTドコモだけでなく、様々な事業者との取引を継続・拡大することが重要。
- ⇒ 当社として、NTT東西とNTTドコモを統合する考えはないが、担保措置が必要ということであれば、 電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTT ドコモの統合禁止を規定して頂いて構わない。

東日本:約600社

西日本:約600社

※ 1

東日本:約200社 西日本:約140社

% 1
% 2

- ・料金等の届出義務 (電気通信事業法第38条の2)
- ・総務省にて卸料金の適正性と不当な 優先的取扱い(同法第30条)の 遵守状況を毎年検証

卸売

すべての事業者に 公平に提供



- 接続約款の認可 (電気通信事業法第33条)
- ・総務省にて不当な優先的取扱い (同法第30条、第31条)の 遵守状況を毎年検証

NTT東西

- ※1 NTT東西それぞれの利用事業者数を記載
- ※ 2 NTT東西の光回線の接続メニュー(シングルスター・シェアドアクセス)ごとの利用事業者数を単純に合算

NTT法の役割は概ね完遂



NTT法制定時(40年前)と現在の違い

固定・音声(NTT独占)→ 携帯・データ通信(NTTドコモシェア35.5%)

■ 技術: アナログ固定網・交換機(国内メーカー独占)→インターネット網・ルータ(シスコ等海外メーカー中心)

関連法制度の充実: 電気通信事業法の充実 (固定やブロードバンドのユニバーサルサービス規定の追加。

光ファイバー等の公正競争確保施策の強化)、外為法による通信事業者等への外資規制強化

主要国でも、特殊法人法を廃止して、事業法に統合。日本は20年遅れ



※NTT法の責務が廃止される以上、政府株保有義務や事業計画・役員選任認可等の責務を確保するための規制も撤廃すべき。

NTT法が弊害となっている事例(1/2)



■ 会社名

• 法律名が「日本電信電話株式会社法」であるため、電信サービスは20年前に提供終了しているにも関わらず、NTTは自ら社名を変更できない

■ 研究開発成果の開示義務

- 海外のベンダーとのパートナリングでは、IPの権利がどちらにあるかの詳細な議論が必要となるが、NTT法の研究成果の公平な開示義務によって、NTTの部分の開示が必要となると、技術全体の問題に及ぶためパートナリングを断られるケースがあり、国際展開の足枷となっている
- また、<u>懸念国の政府機関・企業</u>及びその日本国内の子会社からであっても、<u>開示要請</u>があった場合には、当社の<u>研究開発成果を開示</u>せざるを得ず、経済安全保障の観点からも課題

■ 持株の業務範囲規制

- ① 持株会社の業務範囲が、**NTT法**により「株式の保有、地域会社への助言・あっせん・その他の援助、研究」に限定されているため、**国際事業** は今後の主力事業であるにも関わらず、定款に記載できず、「その他の援助」の位置づけとなっている
- ② 研究所が持株会社に属しているにも関わらず、**NTT法**により、持株会社は事業を行うことができないため、**研究成果を事業化**する際に、<u>立ち</u> 上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられない

■ 外国人役員の登用禁止

・ NTTグループ従業員34万人中、15万人が外国人である中で、NTT法の外国人役員の登用禁止により、グローバルかつ多様な視点でのマ ネジメントができず、また、どんなに業績を上げたとしても、持株の役員に登用することはできないためモチベーション低下に繋がっている

NTT法が弊害となっている事例(2/2)



- 役員選解任等の認可(役員選解任、事業計画、新株発行、定款変更、剰余金処分等)
 - 効率的かつ機動的な事業運営の妨げとなっており、役員選解任(新株発行、定款変更、剰余金処分も同様)については、株主 総会で決議したにも関わらず、総務大臣が認可して初めて発効する形となっている

■ 各種届出事項(組織・財務規程の改廃)

- 規程の改廃時には、**軽微なもの**も含めて届出が必要であり(NTT法施行規則第14条)、**都度事前説明**(事実上の了承)を求められる
 - (例) 内部監査部門の設置(総務部門配下の内部統制室を会社法上の重要な組織に昇格し、内部統制を強化) 法務室の設置(総務部門内に設置) 等

■ NTT東西の業務範囲規制

- NTT法により、NTT東西は、業務範囲が<u>地域電気通信業務に限定</u>されているため、<u>地域電気通信業務に関連しない商材を提供できない</u>
 - (例) 漁業の地域創生の場合、NTT東西は、漁業に関連する通信システム(遠隔水温センサ等)を提供することはできるが、非通信の分野(養殖施設の構築や養殖指導等)を含めたトータルな貢献ができない

■ 自己設置義務

・ 他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中、NTT東・西には、「自ら設置する電気通信設備を用いて」業務を営む義務 (NTT法第2条第5項)があるため、**設備シェアリングによる効率化を図れない**

(参考) KDDIとソフトバンクは既に5G基地局の装置や回線等を共用する取組みを進めている

主要諸外国の規制状況



主要国においては、特殊法人法を廃止。ユニバーサルサービスは事業法で規定。また、外資規制もほとんどの国で外為法で規定。

※実質的な規制項目は無し

小大兵中76%lips							
		日本(NTT)	米国(AT&T)		英国(BT)	仏国(FT)	独国(DT)
特殊法人法の 有無		有り	なし		有り→廃止※	有り→廃止※	有り→廃止 [※]
					財産承継関係の規定のみ残存	公務員であったことに伴う 年金関係の規定のみ残存	財産承継関係及び公務員であったこ とに伴う年金関係の規定のみ残存
政府株保有義務		有り (1/3以上)	なし		有り→廃止	有り→廃止	なし
(実保有率:FY23)		(34.3%)	(0%)		(0%)	(13.4%)	(30.5%)
取締役選任認可		有り	なし		有り→廃止	「有り→廃止」	有り→廃止
外国人役員規制					取締役選任認可	取締役選任認可	取締役選任認可 外国人役員規制
研究開発の推進・普及責務		有り	なし		なし	有り→廃止 [研究促進への貢献責務]	なし
サービス規制	規定法令	【固定電話】 NTTはカッキ学法	事業法		会社法		会社法
		NTT法及び事業法			L	L	
		【ブロードバンド】			事業法	事業法	事業法
		事業法			于米丛	于未丛	子 未丛
	事業者選定の ラストリゾート	【固定電話】	事業法 「 公募不調時、州が)		事業法	事業法	事業法
		NTT法(NTTを指定)			 政府が指定し、代替提案を]	公募不調時、政府が	公募不調時、政府が
		【ブロードバンド】 なし	適切な事業		公募した上で適切な事業者を指定	適切な事業者を指定	適切な事業者を指定
外資規制	個別投資に対する審査 審査対象になり得る 投資割合:FY22	外為法	外為法	事業法	外為法	外為法	外為法
		(10→1%以上)	(下限無し)	尹未冮	(下限無し)	(33→25→10%超)	(25→10%以上)
	投資総量規制	NTT法	【公益を損なわない場合は総量 規制を免除し、個別審査 ※ソフトバンクのSprint買収においても 100%の株式取得が認められた		なし	なし	なし



総務省 情報通信審議会 特別部会 第二次答申抜粋(2002/2/13)

(IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会)

【研究開発・普及責務について】

2.(3)(b)® しかしながら、今後、電気通信事業における競争が激化していく中、当該責務を存続させることが、将来的には N T T の経営上の大きな負担となる可能性も否定できず、一通信事業者に法的に研究の推進・成果普及の責務を課すことは 国際的に見て極めて特異な例であるばかりでなく、その経営の自由を束縛することがかえって競争上の歪みを生じさせる恐れも あることから、N T T に対する研究の推進・成果普及の責務については、上記(2)の研究開発基本戦略のもとにおける国の 研究開発体制の強化の状況等を見定めた上で、当該責務を撤廃しても我が国全体としての研究開発能力の確保に大きな 支障がないと判断されるに至った時点で、撤廃することが望ましいと考える。

2.(3)(b) ⑨ なお、当該責務を撤廃しても我が国全体としての研究開発能力の確保に大きな支障が生じないようにするための 具体的な方策の一つとして、例えば、将来の電気通信技術の発展に必要不可欠な場合に、**国が特定の重要事項に関する研究 開発をNTT持株会社等に委託し、その成果を国民全体で共有できるような仕組み**もあわせて検討していくことが必要である

【外資規制の在り方について】

1.(2)(a)® このように、外国資本の内容を問わず一律にその総量を規制する伝統的アプローチたる外資規制から、今後、国の安全確保に支障を及ぼすおそれのある外国投資をケース・バイ・ケースでチェックするという個別アプローチに全体として移行していくことが国際社会全体の潮流となっており、我が国も基本的に同じ方向を目指すべきである。



(前頁からの続き)

【政府株の保有義務について】

1.(4)(a)② 平成12年末の第一次答申で述べたとおり、NTTの資金調達の柔軟性確保や経営の透明性・政府からの独立性確保の観点からは、政府保有義務は基本的に撤廃する方向で検討することが望ましく、また、これまでのようにNTT法に基づきNTTに対してのみユニバーサルサービスの提供や研究の推進・成果普及を義務付ける方法を見直し新たな支援措置を検討していく方向にあることにかんがみれば、引き続き国がNTTの株式を保有してその経営の適切性・安定性を確保する必要性は低下するものと予想される。

総務省 情報通信審議会 特別部会 最終答申抜粋(2002/8/7)

(IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会)

【ユニバーサルサービスの提供責務について】

4.(4)④ また、現行制度においては、NTT法第3条の責務規定に基づき東・西NTTはユニバーサルサービスの提供を最終的に担保することが求められているものであるが、将来的に当該責務規定が廃止される段階に至った場合には、一の適格電気通信事業者のみ存在している地域については、米国(連邦)で採用されているように、当該事業者の退出を認めないこととし、引き続きユニバーサルサービスの提供を確保するといった退出規制を設けることについても検討する必要がある。